

男鹿市 出会いを応援！デジタルマッチング促進事業 Q&A

No	質問	回答
1	助成金の申請はいつすればよいですか？	対象となるインターネットマッチングサービス（マッチングアプリ）の利用を終了する際に申請してください。ただし、先にサービスを退会してしまうと、申請時に必要な情報が確認・取得できなくなる場合がありますので、助成金の申請は退会前に行ってください。
2	助成金の申請方法を教えてください。	以下のどちらかの方法で申請してください。 ①男鹿市公式LINEの専用申請フォームにて必要情報を入力の上、必要書類の画像を添付し申請してください。 ②市ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類と一緒に担当課へ郵送または持参ください。 ※①②ともに申請を確認し、交付を決定した場合は交付決定通知書を郵送します。
3	インターネットマッチングサービスの利用に不安を感じますが、大丈夫でしょうか？	サービスの利用に関するトラブルについては、市は責任を負いかねますが、今回対象としているサービスは「インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度」の認定基準をクリアしたサービスを指定しています。 利用を始める際には運営サイトの注意事項や規約をよくお読みになり、自己責任での利用をお願いします。 万が一、トラブルに遭った場合は、運営サイトに報告するか、警察に相談ください。
4	あきた結婚支援センターに入会していますが、併用できますか？	併用可能です。そのほかにも市の結婚支援制度で併用可能なものもありますので、市のホームページで確認いただくか、担当課へお問い合わせください。
5	令和8年4月1日以前からサービスを利用していますが、対象になりますか？	対象期間外を含む利用の場合は、令和8年4月1日以降に係った費用のみ対象となり、助成額を日割りで計算します。 例) 3/1に3ヶ月(90日)プランを開始した場合、3/1～3/31の31日間は対象外です。料金に(90日-31日)/90日に乗じた金額が助成額となります。
6	対象経費はどれが対象になりますか？	基本プランや拡張機能などの月額料金は助成の対象となりますが、アプリ内で使用できるポイントやアイテムの購入費用は対象外となります。
7	「サービスを利用していることを証するもの」とはどのようなものですか？	対象サービスについて、利用料金に応じた期間を申請者が実際に利用していることを確認する必要がありますので、会員情報ページなどでご自身が会員であることや、プランの有効期限が表示されているものを提出いただく必要があります。これらを提出する際はスクリーンショットしたものを提出いただいても構いません。 上記の画面や情報は退会すると確認できなくなる場合がありますので、助成金の申請は退会前に行ってください。

8	「サービス利用料を支払ったことを証するもの」とはどのようなものですか？	クレジットカード明細、決済確認メール、AppleIDやGooglePlay決済の明細、プリペイドカードの明細情報などで利用サービス名が明記されているものを提出ください。
9	同一年度内において、一度利用し、期間をおいて利用を再開している場合は、2つの期間を合算して申請できますか？	それぞれの利用について「サービスを利用していることを証するもの」と「サービス利用料を支払ったことを証するもの」を提出いただければ対象となります。この場合、それぞれが別のサービス（アプリ）の利用でも申請可能です。
10	3ヶ月プランを購入しましたが、利用を始めて1ヶ月でマッチングしたので途中で退会したいと考えています。この場合はどのように申請したらよいですか？	<p>まずは、助成金の申請を行ってから退会してください。</p> <p>利用サービスによっては、利用しなかった期間の利用料金の返金を受けられる場合がありますので、助成対象は申請日の属する利用月分までが対象となります。返金に係る手数料等は助成の対象外です。</p> <p>利用料金の返金については、ご利用になるサービスの利用規約をご確認ください。</p>